特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準

**１　居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で５事業所未満である場合**

* 日常生活圏域とは、介護保険法第117条第２項第１号の規定により文京区が介護保険事業計画において定める区域をいう。

**２　居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算の対象となる場合**

* 東京都における特別地域

　　　①　大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村（離島振興法第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域。小笠原諸島振興開発特別措置法による小笠原村）

　　　②　檜原村及び奥多摩町（山村振興法第７条第１項により指定された振興山村）

**３　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合**

**４　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が１月当たり平均10件以下の場合**

**５　対象事業所が東京都福祉サービス第三者評価を受審して公表に同意した場合**

（１）対象となる事業所は、居宅介護支援事業所からの紹介率が80％を超えた法人のサービス事業所で、居宅サービス計画に最も多く位置付けられた事業所とする。

（２）東京都福祉サービス第三者評価の有効期間は、評価実施期間最終日（福祉サービス第三者評価結果報告書における事業者の同意日）を起算日とし、起算日が属する判定期間から６期分とする。

（３）評価結果が次の条件を満たす場合に限る。

　（ア）「標準の評価」を選択した事業者は、【別表】の①の欄に掲げる評価結果であること。

　（イ）「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択した事業者は、【別表】の①及び②の欄に掲げる評価結果であること。

**６　判定期間中に休止・廃止をした場合**

* 休止について、当該判定期間中に暦月で１月以上の期間休止した場合に限り、当該判定期間中に再開した場合は除く。